

事務連絡
平成28年4月17日

(関係団体) 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

災害により被災した保育所等への対応について

「熊本県・熊本地方を震源地とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要なった高齢者、障害者等（子どもを含みます。）の要援護者の受け入れに係る緊急的対応及び職員の応援派遣について、別紙のとおり、各都道府県・指定都市・中核市あてに事務連絡を発出させていただいております。

保育所等の安全対策、避難対策等にも柔軟に対応いただいているところと承知していますが、別紙内容について、貴団体の所属会員に確実に周知いただきますようお願ひいたします。

また、被災地域における保育所等の状況把握や保育所等への支援などについて、下記に掲げる事項により、必要な支援等への配慮をお願いいたします。

なお、利用児童以外の子どもを含めた保育所等での受け入れの弾力化や被災した方に対する保育料の減免措置などについては、都道府県等に対しあらためて通知を発出する予定ですので、貴団体の所属会員に対しても、あらかじめ周知方よろしくお願ひいたします。

また、この事務連絡における「保育所等」は、保育所や認定こども園のほか、地域型保育事業を含めてお考えください。

記

1 被災地域における保育所等の状況把握について

被災地域にある保育所等の物的・人的被害の状況や、開所できているかどうか、開所できない場合、その問題点（断水・給食設備の損壊等）について早急に把握に努めていただきますようお願いします。

2 被災地域における保育所等の対応について

開所が可能な保育所等において、開所ができない保育所等を利用する子どもや緊急的に一時的な預かりが必要な子ども等について、自治体と連携し定員超過による受け入れを行うなどの支援を行っていただくよう、貴団体の被災地域の支部や所属会員に対し、積極的に周知を図っていただきますようお願いいたします。

この場合、定員を超過した子どもの受け入れにより公定価格が減額となる取扱いに係る利用人数の算定上は、当該児童は含めない等配慮を行う予定です。

また、こうした特例的な受入れに必要となる物資や保育士など必要となる人員について、県域を超えて物資支援や保育人材の派遣ができるよう、貴団体として必要な支援を行うなど配慮いただきますようお願いします。

3 被災した保育所等に対する支援について

今回の震災により被災した保育所等のうち、被害が大きく、開所ができない保育所等について、上記1により把握した保育所等の被害状況を踏まえ、また、自治体からの要請があった場合、早期に保育所等の機能が回復できるよう、被災地域や近県の団体支部又は貴団体から、直接、おむつやミルク、離乳食等必要な物資の支援、必要となる保育士の派遣の支援など配慮をお願いします。

4 被災地域における保育所等による支援について

避難所等において、おむつやミルク、離乳食等の物資の不足等がある場合にその提供を行うことや、避難所等における一時預かりを含めた子どもへの支援を行うなど、自治体と連携し、保育所等が自主的に被災地域での支援を行っていただくよう、積極的に周知を図っていただきますようお願いいたします。この場合、支援を行う保育所等に必要な支援等を行っていただくよう、被災地域や近県の団体支部、所属会員に周知いただくとともに、貴団体自身も支援を行っていただくよう配慮をお願いします。

5 被災地域の復旧に向けた中長期的な支援について

復旧が長期化する保育所等や被災した一部の方は引き続き支援が必要となることが想定され、この場合、中長期的に支援を行っていくこととなることから、貴団体におかれでは、状況を注視しつつ、自治体や団体支部、所属会員と連携し、被災地域の保育所等において子どもの柔軟な受け入れなどが継続して行えるよう、あらかじめ支援体制を検討していただくようお願いします。

6 これらの支援に当たっては、物的・人的支援を被災地に安定的かつ速やかに投入する体制整備が必要不可欠であることから、被災地域や近県の団体支部等と連携・調整し、現地での物資の供給ルートや派遣する人員の受け入れ体制の確保について配慮願いします。